

オルタナティブデータ分析チャレンジ 2025 参加規約

本参加規約(以下「本規約」といいます)には、一般社団法人 ADS リサーチアソシエーション(以下「当法人」といいます)が開催する『オルタナティブデータ分析チャレンジ 2025』へのご参加にあたり、参加者(第1条に定義)の皆様にご遵守して頂かなければならない事項、及び当法人と参加者の皆様との権利義務関係が定められております。本コンペティション(第1条に定義)に参加するためには、本規約にご同意いただく必要があります。

本コンペティションにご参加になる方は、本規約に同意する前に、本規約を熟読くださいますようお願いいたします。

第1条(定義)

本規約において次の各用語の定義は、それぞれ以下に定めるとおりとします。

1. 「本サイト」とは、ウェブサイト「ADS リサーチアソシエーション(<https://adsra.jp>)」をいいます。
2. 「主催者」とは、本コンペティションの主催者である当法人又は当法人の顧客企業・提携企業・学校・団体等(以下、「顧客企業等」といいます。)をいいます。
3. 「本コンペティション」とは、主催者が本サイト上で開催する AI 開発またはデータ分析等に関するコンペティション『オルタナティブデータ分析チャレンジ 2025』をいいます。
4. 「参加者」とは、主催者側以外の立場で本コンペティションに参加する方をいいます。
5. 「入賞候補者」とは、当法人より入賞候補の通知を受けた参加者をいいます。
6. 「最終審査用提出物」とは、当法人の指示に従い、入賞候補者が提出する提出物並びにその他当法人が指定するものをいいます。
7. 「最終審査」とは、入賞候補者の最終提出物及び最終審査用提出物に対して当法人が行う、再現性検証を含む検収及び審査をいいます。
8. 「入賞者」とは、入賞候補者のうち当法人より入賞の通知を受けた者をいいます。
9. 「本モデル」とは、本コンペティションにおいて参加者により開発されたモデル、ソースコード、プログラム中のパラメータ及び乱数シード等の設定値をいいます。
10. 「本データ」とは、当法人の協賛・協力企業が本コンペティションの参加者に貸与する、整形した状態のデータ形式をいいます。
11. 「本派生データ」とは、本データを加工、分析、編集、統合等することによって新たに生じたデータをいいます。
12. 「知的財産権」とは、著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。)、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、その他のノウハウ及び技術情報等の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)をいいます。

第2条(本コンペティション)

1. 本コンペティションに参加することを希望する方は、本規約、本コンペティションの参加ルール(以下「参加ルール」といいます。)、その他ご同意の上、本コンペティションにおいて定められた参加条件を満たしていることを条件に、本コンペティションに参加することができるものとします。なお、条件を満たしていない方は、本コンペティションに参加することはできません。
 1. 参加者は、当法人が指定する形式で、本コンペティションに参加するものとし、参加ルールを遵守する義務があります。
 2. 参加者は、自己の責任において、本コンペティションのユーザーID 及びパスワードを適切に管理するものとします。ユーザーID 及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、当法人は一切の責任を負わないものとします。
 3. 当法人は、登録情報の全部又は一部に誤りがあつた際に第三者から指摘又は依頼があつた場合、事前の通知をすることなく、当該登録情報の全部又は一部を削除できるものとします。

4. 参加者が前項に基づき提出した本モデルは、本コンペティションで定められた評価方法で評価され、その評価をもって最終順位が決定されるものとします。なお、参加者は当該評価方法及び最終順位について異議を述べることはできないものとします。
5. 参加者は、開発した本モデルについて、その適法性及び第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことを当法人および主催者(本項は当法人含まず)に対して、保証するものとします。当該保証違反が判明した場合、当法人および主催者は、当該参加者に対し、本コンペを失格とし、以降の本コンペティションならびに以後の当法人主催のコンペティションへの参加をお断りする等の措置を講じることができるものとします。
6. 参加者は、特段の定めがない限り、本コンペティションに関わる内容につき、開催期間中の主催者に対し直接連絡、依頼、相談、勧誘等の活動を行ってはならないものとします。
7. 当法人は、参加者が本コンペティションにおけるいかなる行為に対しても、第3条に定める賞金を除き、一切の報酬その他の対価を支払う義務を負わないものとします。

第3条(賞金及び権利の帰属)

1. 当法人は、以下の条件を満たす本コンペティションの入賞者に対して、本コンペティションにおいて定める賞金を支払うものとします。ただし、日本の所得税法上、源泉徴収が発生する場合は賞金額から源泉徴収額を差し引いた金額を支払うものとします。
 1. 以下に定める条件を規定した同意書を、当法人を通じて主催者その他当法人が指定する者(以下「譲渡対象者」といいます)に提出するものとします。
 1. 本モデルに関する知的財産権(著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含みます)を譲渡対象者に譲渡すること
 2. 譲渡対象者に対し、本項 1.1.1 に定める知的財産権に関する著作者人格権を行使しないこと
 3. その他の本項 1.1.1 及び 1.1.2 に附帯関連する合理的な条項
 2. 当法人による当該参加者の本人確認が完了すること
 3. 本規約、参加ルール、利用企画の規定に違反していないこと
2. 参加者は、当法人に対し、前項 1.1.1 に定める知的財産権の譲渡に関する対価を参加者に代わって主催者から受領する権限を当法人に対して付与するものとし、また、当法人が主催者から当該対価を受領した時点で参加者の主催者に対する当該対価の支払請求権は消滅することにつき予め同意するものとします。
3. 賞金には消費税を含むこととします。

第4条(秘密保持)

1. 参加者は、本コンペティションに関して当法人から受領する情報、データ及びそれらを用いて得られた知見や生成物等について、第三者には開示しないものとし、かつ、本コンペティション及び別途当法人が指定した目的以外に使用することができないものとします。ただし、以下の各号に定める情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 1. 受領の時点において公知の情報、又はその後開示を受けた当事者の責によらずして公知になった情報。
 2. 受領の時点において、既に参加者が所有していた情報であることを参加者が証明した情報。
 3. 受領した参加者が、第三者から秘密保持義務を課すことなく正当に入手した情報。
 4. 開示されたいかなる情報にもよらず独自に開発した情報。
2. 入賞者は、自己の本モデルについても、第 1 項に定める秘密情報の取扱いと同様の取扱いをするものとします。
3. 本コンペティションにおいて、別途秘密情報に関する取り決めがなされる場合は、当該取り決めの規定が本規約の規定に優先するものとします。

4. 参加者が本条の規定に違反したことにより、第三者と、当法人との間で紛争が生じ、その他第三者が当法人に対して何らかの請求を行った場合、当該参加者は当法人が被る一切の損害、損失、費用(弁護士費用を含むがこれに限定されません。)、逸失利益、逸失収入などを補償するものとします。
5. 本条の規定は、秘密情報並びに入賞者の本モデルに関し、当該本コンペティション終了後5年間は有効に存続するものとします。

第5条(第三者の権利侵害等)

参加者が本規約の規定に違反したことにより、主催者その他の第三者が当法人に対して何らかの訴え、異議、請求等がなされた場合、当法人は当該参加者に対して、合理的な範囲で、自己の責任と費用負担において、当法人に代わって当該第三者との紛争を処理することを要請することができます。また、当法人は当該参加者に対して当法人がかかる訴え、異議、請求等により被った損害の賠償を請求することがあります。ただし、参加者が負う損害賠償責任は、本コンペティションの賞金総額の賞金額を上限とします。

第6条(禁止事項)

1. 参加者は、本コンペティションにおいて、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。
 1. クラッキングやチート行為、なりすまし、盗用等の不正行為
 2. 法令又は公序良俗に違反する行為
 3. 犯罪行為又はそれに関連する行為
 4. 本コンペティションの運営を妨害するおそれのあると合理的に認められる行為
 5. 他の参加者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
 6. 不正アクセス又はこれを試みる行為
 7. 他の参加者に成りすます行為
 8. 以下の表現又は情報を含み、又は含むと当法人が判断する内容を本コンペティション所定のディスカッションフォーラム上に投稿し、又は送信する行為
 1. 過度に暴力的、卑猥な表現又は青少年に有害な情報
 2. 人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現
 3. 自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現
 4. 異性交際に関する情報
 5. その他反社会的な内容を含み他の参加者に不快感を与える表現
 9. 以下を目的とし、又は目的とすると当法人が判断する行為
 1. 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為(当法人の認めたものを除きます)
 2. 性行為やわいせつな行為を目的とする行為
 3. 面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為
 4. 他の参加者に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為
 5. 当法人、他の参加者、又は第三者に不利益、損害又は不快感を与えることを目的とする行為
 6. その他本コンペティションが予定している利用目的と異なる目的で本分析環境を利用する行為
 7. 無限連鎖講(ネズミ講)を開設、又はこれを勧誘する行為
 8. 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為
 9. 違法な賭博・ギャンブルを行わせる、違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 10. 第三者の知的財産権その他の権利を侵害する内容ないし態様で、参加者公開事項を公開する行為
 11. データセットに含まれるデータファイルそのものの再配布
 12. 当法人が関与しない形で行う、自己の利益を図ることを目的とした他の参加者又は当法人を除く主催者

および関係者に対する直接連絡、相談、依頼、勧誘等の活動

13. 書面その他当法人が指定する方法による事前の承諾を得ることなく行う、本コンペティションを利用した一切の営利活動(勧誘・スカウト行為、教育事業における第三者への利用等を含みます。)
14. 本コンペティションに関する情報の共有(本モデル及び本モデルに含まれるデータ、ソースコード、乱数シード等の設定値の共有を含みます。)を、本コンペティションの終了以前において、本コンペティション所定のディスカッションフォーラム以外で行うこと
15. 第三者の知的財産権、その他一切の権利を侵害する行為
16. その他、本規約等に違反する行為

第7条(本コンペティションの変更・中断・終了等)

1. 当法人は、参加者に事前の通知をすることなく本規約に基づく本コンペティションの開催内容の変更、本コンペティションの一時的な中断又は終了を行うことができます。本コンペティションの中止、延期又は終了があった場合、主催者は <https://adsra.jp/alternative-data-challenge-2025/> に告知するものとします。
2. 当法人は、本条に基づき当法人が行った措置により生じた結果及び損害について、一切の責任を負わないものとします。

第8条(本規約の変更)

当法人は、参加者に対して事前に通知する(本コンペティションにかかる当法人ウェブサイト上での告知その他当法人が適当と認める方法を含みます。)ことにより、いつでも本規約を変更することができるものとします。変更内容の通知後、参加者が当法人の定める期間内に本コンペティションへの参加を取り消す手続きをとらなかった場合には、当該参加者は変更後の規約に同意したものとみなされます。当法人は、本規約の変更により参加者に生じたすべての損害について一切の責任を負いません。

第9条(参加ルールとの関係)

本規約の定めと参加ルールの定めが矛盾抵触する場合は、参加ルールの定めが本規約の定め優先するものとします。

第10条(準拠法及び裁判管轄)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。